

第四十三回国会 農林水産委員会 議 録 第十五号

昭和三十三年三月六日(水曜日)

午前十一時三十一分開議

出席委員

委員長 長谷川四郎君

理事秋山 利恭君 理事山口長治郎君

理事丹羽 兵助君 理事山中 貞則君

理事足鹿 覺君 理事片島 港君

理事東海林 稔君

安倍晋太郎君 坂谷 忠男君

草野一郎平君 坂田 英一君

寺島隆太郎君 野原 正勝君

松本 一郎君 角屋堅次郎君

中澤 茂一君 野口 忠夫君

山田 長司君 湯山 勇君

田中幾三郎君

出席政府委員

農林政務次官 津島 文治君

農林事務官 松岡 亮君

(農林経済局長)

委員外の出席者

専門 員 岩隈 博君

三月六日

委員稻富稔人君辞任につき、その補

欠として田中幾三郎君が議長の指名

で委員に選任された。

同日

委員田中幾三郎君辞任につき、その

補欠として稻富稔人君が議長の指名

で委員に選任された。

三月五日

農業災害補償法の一部を改正する法

律案(内閣提出第一三三七号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

農業取締法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一三三〇号)

農業災害補償法の一部を改正する法

律案(内閣提出第一三三七号)

○長谷川委員長 これより会議を開き

ます。

農業取締法の一部を改正する法律案

及び農業災害補償法の一部を改正する

法律案の両案を便宜一括して議題と

し、提案理由の説明を聴取いたしま

す。津島政務次官。

農業取締法の一部を改正する法律

案

農業取締法の一部を改正する法

律

農業取締法(昭和二十三年法律第

八十二号)の一部を次のように改正

する。

第一条第一項中「農作物(樹木を含

む。以下同じ。又は農林産物)を「農

作物(樹木及び農林産物を含む。以

下「農作物等」という。に、「(以下

病害虫と総称する。を「又はウイル

ス(以下「病害虫」と総称する。に改

め、「その他の薬剤」の下に「(その薬

剤を原料又は材料として使用した資

材で当該防除に用いられるもの。の

ち政令で定めるものを含む。及び農

作物等の生理機能の増進又は抑制に

用いられる成長促進剤、発芽抑制剤

その他の薬剤を加える。

第二条第二項中「及び農薬の見本」

を「農薬の薬効及び被害に関する

試験成績を記載した書類並びに農薬

の見本に改め、同項第四号中「適用

病害虫」を「適用病害虫(農作物等

の生理機能の増進又は抑制に用いら

れる薬剤にあつては、適用農作物等

及び薬効。以下同じ。及び」に改め、

「並びに薬効及び被害に関する試験

成績」を削り、同項第九号を第十号

とし、第六号から第八号までを一号

ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一

号を加える。

六 水産動植物に有毒な農薬につ

いては、その旨

第二条第三項中「官吏(以下「検査

官吏」という。を「職員(以下「検査

職員」という。に改め、第三号を次

のように改める。

三 申請書に記載する前項第二号

及び第四号に掲げる事項

第三条第一項第二号中「農作物又

は農林産物」を「農作物等」に改め、

同項第六号を第七号とし、第四号

及び第五号を一号ずつ繰り下げ、第

三号の次に次の一号を加える。

四 当該種類の農薬が、その相当

の普及状態のもとに通常の方法

及び数量により一般的に使用さ

れるとした場合に、その水産動

植物に対する毒性の強さ及びそ

の毒性の相当日数にわたる持続

性からみて、多くの場合、その

使用に伴うと認められる水産動

植物の被害が発生し、かつ、そ

の被害が著しいものとなるおそ

植物の被害が発生し、かつ、そ

の被害が著しいものとなるおそ

れがあるとき。

第三条第二項中「前項を「第一項」

に改め、同項を同条第三項とし、同

条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第四号に掲げる場合に該当

するかどうかの基準は、農林大臣

が定めて告示する。

第五条ただし書中「但し、」の中に

「登録票に記載する」を加える。

第六条第二項中「又は第三号から

第九号まで」を「第三号又は第五号

から第十号まで」に改め、同条の次

に次の一条を加える。

(適用病害虫等の変更)

第六条の二 第二条の登録を受けた

者は、登録票に記載する同条第二

項第四号の事項を変更する必要があるときは、省令で定める事項を

記載した申請書、登録票、変更に

係る事項についての薬効及び被害

に関する試験成績を記載した書類

並びに農薬の見本を農林大臣に提

出して、当該登録票の書替交付を

申請することができる。

2 農林大臣は、前項の規定による

申請を受けたときは、検査職員に

農薬の見本について検査をさせ、

その検査の結果第三条第一項各号

の一に該当する場合を除き、遅滞

なく、当該登録票を書き替えて交

付しなければならない。

3 第一項の規定による申請をする

者については、第二条第五項の規

定を準用する。

第七条第三号中「記載された」を

「記載する」に改め、同条第五号中

「適用病害虫」を「登録票に記載する

適用病害虫」に改め、同条第十号

を削り、第九号を第十号とし、第七

号及び第八号を一号ずつ繰り下げ、

第六号の次に次の一号を加える。

七 水産動植物に有毒な農薬につ

いては、その旨

第七条に次の一号を加える。

十一 最終有効年月

第十二条第一項中「農作物又は農

林産物を「農作物等、人畜又は水産

動植物」に改め、同条の次に次の二

条を加える。

(指定農薬の使用の規制)

第十二条の二 政府は、政令をもつ

て、次の各号の要件のすべてを備

える種類の農薬を指定農薬として

指定する。

一 当該種類の農薬が相当広範な

地域にわたる水田においてま

まつて使用されているか、又は

当該種類の農薬の普及の状況か

らみて近くその状態に達する見

込みが確実であること。

二 当該種類の農薬が相当広範な

地域にわたる水田においてま

まつて使用されるときは、一定

の気象条件、地理的条件その他

の自然的条件のもとでは、その

使用に伴つて発生すると認め

られる水産動植物の被害が著しいものとなるおそれがあること。

2 都道府県知事は、前項の指定農薬につき、その当該都道府県の区域内における使用に伴つて発生したと認められる水産動植物の被害が現に著しいとき、又は当該都道府県の区域内の水田の面積及び当該指定農薬の使用見込み並びにその区域における自然的条件その他の条件を勘案して当該指定農薬の当該都道府県の区域内における使用に伴つて発生すると認められる水産動植物の被害が著しいものとなるおそれがあるときは、政令で定めるところにより、当該指定農薬の使用に係る利害の調整その他その使用の規制に関し必要となる方策について、農業に関する団体及び漁業に関する団体のそれぞれ意見並びに学識経験を有する者の意見を徴しなければならぬ。

3 都道府県知事は、前項の規定により意見を徴した場合において、同項に規定する事態に対処するため有効適切であると認められる当該指定農薬の使用についての農業者の自主的な措置が現に講ぜられているか又はその措置が近く講ぜられる見込みがあると認められるときは、その措置の実施（その措置が近く講ぜられる見込みがある場合にあつては、その措置が講ぜられるようにするために必要な事項を含む。）について必要な指導その他の援助を行なうものとし、当該自主的な措置が講ぜられていないか又は近く講ぜられる見込みがなく、かつ、同項に規定する事態に対処するため有効適切な方法が他にないとき認められるときは、政令で定めるところにより、同項に規定する団体のそれぞれの意見及び学識経験者の意見を徴し、当該指定農薬の使用についての農業者の自主的な措置の内容及び被害の発生状況又はその発生の見込みその他の事情を勘案して、同項に規定する事態に有効適切に対処するため必要な範囲内において、規則をもつて、区域及び期間を限り、当該指定農薬の使用につきあらかじめ都道府県知事の許可を受けるべき旨を命ずることができ

る。

4 前項の規定による命令があつた場合における当該命令に係る同項の許可の基準については、省令で定める。

(被害の防止に関する指導等)

第十二条の三 農林大臣及び都道府県知事は、人畜又は水産動植物に有毒な農薬について、その使用に伴うと認められる人畜に対する危険又は水産動植物の被害を防止するため必要な知識の普及、その使用に関する情報の提供並びにその使用の時期及び方法の適正化に関する指導を行なうように努めるものとする。

第十三条中「検査官吏」を「検査職員」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項の規定により農林大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、都道府県知事に行なわせることができる。

第十四条第二項中「検査官吏」を「検査職員」に、「農作物、農林産物又は人畜」を「農作物等、人畜又は水産動植物」に改める。

第十六条中「農林大臣は」の下に「第一項若しくは第十二条の二第一項の政令の制定若しくは改訂の立案をしようとするとき」を、「廃止しようとするとき」の下に、「第三項第二項の基準を定め、若しくは変更しようとするとき、第十二条の二第四項の省令を制定し、若しくは改正しようとするとき」を加え、「聞くことができる。」を「聞かなければならない。」に改める。

2 第一条第一項の政令の制定又はその改正により新たに農薬とされたものについては、当該制定又は改正に係る政令の施行の日から起算して四箇月（その期間の経過する日までにした第二項第一項の登録の申請に対し登録をするかどうかの処分がその日までになかつたものについては、当該政令の施行の日からその処分のある日まで。以下この項において「未登録売買許可期間」という。）は第二項第一

項の規定を、未登録売買許可期間及びその期間が経過した日から起算してさらに一箇月は第七項の規定を、当該政令の施行の日から起算して十箇月は第九項の規定を、それぞれ、適用しない。

第十八条の二を第十八条の三とし、第十八条の次に次の一条を加える。

第十八条の二 第十二条の二第三項の規定による命令に違反して都道府県知事の許可を受けずに指定農薬を使用した者は、一万円以下の罰金に処する。

第十九条中「前三条」を「前四条」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

2 改正後の農薬取締法（以下「新法」という。）第一条第一項の農薬のうち、ウイルスの防除に用いられる薬剤及び農作物等（同項に規定する農作物等をいう。）の生理機能の増進又は抑制に用いられる薬剤については、この法律の施行の日から起算して四箇月（その期間の経過する日までにした新法第二条第一項の登録の申請に対し登録をするかどうかの処分がその日までになかつたものについては、この法律の施行の日からその処分のある日まで。以下この項において「未登録売買許可期間」という。）は新法第二条第一項の規定を、未登録売買許可期間及びその期間が経過した日から起算してさらに一箇月は新法第七条の規定を、この法律の施行の日から起算して十箇月は新法第九条の規定を、それぞれ、適用しない。

3 この法律の施行前に改正前の農薬取締法（以下「旧法」という。）第二条の規定によつてした登録は、当該登録の有効期間中は、新法第二条の規定によつてしたものとみなす。

4 前項の規定により新法第二条の規定によつてしたものとみなされる登録については、その登録につき旧法第二条第三項の規定により交付された登録票は、新法第二条第三項の規定により交付され、かつ、これに、当該登録に係る申請書に記載された適用病害虫及び使用法（これらの事項につき変更を生じたため旧法第六条第二項の規定によりその届出がされた農薬については、その届出に係る変更後のこれらの事項）が記載されているものとみなす。

5 この法律の施行前に旧法第七条の規定による表示をされた農薬についての新法第七条及び第九条の規定の適用に関しては、この法律の施行の日から起算して、新法第七条の規定の適用については四箇月、新法第九条の規定の適用については十箇月は、なお従前の例による表示をもつて足りる。

6 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

水産動植物に有毒な農薬の使用に伴う被害を防止するためその使用を規制する等の措置を講ずるとともに、新たに農作物等の生理機能の増進又は抑制に用いられる薬剤等を農薬取締法の対象とする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農業災害補償法の一部を改正する法律案

農業災害補償法の一部を改正する法律案

農業災害補償法（昭和二十二年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第十二条を次のように改める。

第十二条 国庫は、農作物共済につき、共済目的の種類ごとに、農業共済組合の組合員又は第八十五条の六第一項の共済事業を行なう市町村との間に当該共済事業に係る共済関係の存する者（以下組合員等と総称する。）の支払うべき共済掛金のうち、当該組合員等に係る共済金額に、その者が組合員となつてゐる農業共済組合又はその者と当該共済関係の存する市町村に係る第七十七条第一項の農作物基準共済掛金率（その農業共済組合又は市町村が同条第三項の規定によりその区域を二以上の地域に分けてその各地域につき共済掛金率を定めてゐる場合にあつては、その者の住所の存する地域に係る地域基準共済掛金率）及びその農業共済組合又は市町村に係る農作物共済掛金国庫負担割合を乗じて得た金額を負担する。

額（第八十五条第四項（第八十五条の七）において準用する場合を含む。）の規定により水稻につき病虫害害を共済事故とし、次の項の組合員等に係る当該共済目的の種類については、その金額から、その金額に第八十六条第二項の規定により主務大臣が定める割合を乗じて得た金額を控除して得た金額）に相当する金額を負担する。

前項の農作物共済掛金国庫負担割合は、共済目的の種類ごとに、農業共済組合又は第八十五条の六第一項の共済事業を行なう市町村（以下組合等と総称する。）に係る第七十七条第一項の農作物基準共済掛金率をそれぞれ別表の上欄に掲げる各級に区分して通次に当該下欄に掲げる割合を乗じて得た率を合計して得た率（別表に定めのある農作物以外の共済目的の種類については、組合等に係る同項の農作物基準共済掛金率を基礎として政令で定めるところにより算出される率）を同項の農作物基準共済掛金率で除して得た商に相当する数とする。

国庫は、蚕繭共済につき、共済目的の種類ごとに、組合員等の支払うべき共済掛金のうち、当該組合員等に係る共済金額に、その者の住所の存する第八八条第一項の区域又は地域の属する危険階級の蚕繭基準共済掛金率及び当該都道府県に係る蚕繭共済掛金国庫負担割合を乗じて得た金額に相当する金額を負担する。

前項の蚕繭共済掛金国庫負担割合

合は、共済目的の種類ごとに、左の各号に掲げる率を合計して得たものを当該都道府県に係る第八八条第二項の蚕繭共済掛金標準率で除して得た商に相当する数とする。

一 当該都道府県の第八八条第四項第一号の蚕繭通常共済掛金標準率の二分の一
二 当該都道府県の第八八条第四項第二号の蚕繭異常共済掛金標準率の二分の一
三 当該都道府県の第八八条第四項第三号の蚕繭超異常共済掛金標準率

第一項又は第三項の規定による負担金に相当する金額は、毎会計年度予算で定めるところにより、一般会計から農業共済再保険特別会計に繰り入れる。

第十三条第一項中「前条第二項」の下に「又は第三項」を加え、「農業共済組合又は第八十五条の六第一項の共済事業を行なう市町村（以下組合等と総称する。）を「組合等」に改め、「共済掛金の一部に充てるため」の下に「政令の定めるところにより」を加え、同条第二項中「一部」を「全部若しくは一部」に改める。

第十三条の三中「第十二条第二項」を「第十二条第五項」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第十三条第一項中「政令の定めるところにより」当該組合等」とあるのは、「当該組合等」と読み替へるものとする。

第十四条の次に次の一条を加える。

第十四条の二 国庫は、政令の定めるところにより、毎会計年度予算の範囲内において、第八十五条第四項（第八十五条の七）において準用する場合を含む。）の規定により主務大臣が指定した組合等に対し、当該組合等の行なう農作物共済の共済目的の種類たる水稻についての病虫害の防止に要する経費の一部を補助することができる。

前項の規定による補助金に相当する金額は、毎会計年度予算で定めるところにより、一般会計から農業共済再保険特別会計に繰り入れる。

第十五条第一項第一号中「又は養蚕」を削り、同項第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 養蚕の業務を営む者
第十六条第一項中「成立したとき」の下に「合併によつて設立した場合を除く。」を、「前条第一項第一号」の下に「又は第二号」を加え、「（以下第一号資格者という。）」を削り、同項ただし書を次のように改める。

但し、耕作の業務及び養蚕の業務ごとに、耕作の業務を営む者についてはその営む同項第一号の農作物ごとの当該業務の規模、養蚕の業務を営む者についてはその営む蚕繭及び夏秋蚕繭ごとの当該業務の規模が、いずれもその農作物ごと又はその蚕繭ごとに政令の定めるところにより都道府県知事が定める基準に達しない者については、この限りでない。

第十六条第二項を次のように改める。

左の各号の一に該当するときは、当該各号に掲げる者について、また前項本文と同様とする。

但し、当該農業共済組合が第八十五条第二項前段又は第七項の規定によりその農作物共済又は蚕繭共済において前条第一項第一号の農作物の一部又は蚕繭若しくは夏秋蚕繭のいずれかをその共済目的の種類とし、ない場合において、その現に行なつてゐる農作物共済若しくは蚕繭共済の共済目的の種類とされてゐる農作物若しくは蚕繭についてその営む当該農作物ごと若しくは当該蚕繭ごとの耕作若しくは養蚕の業務の規模がいずれも前項但書の規定により都道府県知事が定める基準に達しない第一号に規定する第一号加入資格者若しくは第二号加入資格者又はこれらの者となるに至つた者及び当該農業共済組合が第八十五条第二項後段又は第七項の規定により農作物共済又は蚕繭共済を行なつてゐない場合において、その行なつてゐない共済事業についての同号に規定する第一号加入資格者若しくは第二号加入資格者又はこれらの者となるに至つた者については、この限りでない。

一 農業共済組合が合併によつて設立されたとき
前条第一項第一号に該当して同項の規定により当該農業共済組合の組合員たる資格を有する者で前項但書に規定する者以外のもの（以下第一号加入資格者という。）及び同条第一項第二号に該当して同項の規定により当

該農業共済組合の組合員たる資格を有する者で前項但書に規定する者以外のもの（以下第二号加入資格者という。）

二 農業共済組合が成立した後、組合員でない者が第一号加入資格者となるに至つたとき、又は組合員でない第一号加入資格者若しくは第二号加入資格者について、当該農業共済組合が現に行なつてゐる農作物共済若しくは蚕繭共済の共済目的の種類とされてゐる農作物若しくは蚕繭についてその営む当該農作物若しくは蚕繭の業務の規模のいづれかが前項但書の規定により都道府県知事が定める基準に達することとなるに至つたとき。

その第一号加入資格者若しくは第二号加入資格者となるに至つた者又はその基準に達することとなるに至つた第一号加入資格者若しくは第二号加入資格者若しくは第十六条第四項中「左に掲げる者」を「組合員たる資格を有する者」に改め、各号を削り、同条第二項の次に次の一項を加える。

第八十五条第三項に規定する農業共済組合が同項の規定により、その共済目的の種類としていない農作物若しくは蚕繭をその農作物共済若しくは蚕繭共済においてその共済目的の種類とすることとなつたとき、又は前条第一項第一号の農作物の全部若しくは一部若しくは蚕繭若しくは夏秋蚕繭の全部若しくは一部をその共済目的の

種類として農作物共済若しくは蚕繭共済を行なうこととなつたときは、組合員でない第一号加入資格者又は第二号加入資格者で、当該農作物共済又は蚕繭共済においてその共済目的の種類とされることとなつた同様の農作物又は蚕繭若しくは夏秋蚕繭につき耕作又は養蚕の業務を営むものうち、その営む当該農作物若しくは蚕繭が第一項但書の規定により都道府県知事が定める基準に達してゐるものについても、また同項本文と同様とする。

第十七条中「役員」の下に「（農業共済組合の組合員にあつては、役員及び総代）を加える。

第十九条第一項第二号中「廃止を」全部の廃止に改め、同条第二項中「第十六条第四項各号の一に該当するもの」を削り、「消滅」の下に「（第四十七条第一項の規定による場合を除く。）を、但し、」の下に「省令の定めるところにより」を加え、同条に次の一項を加える。

農業共済組合の組合員で、前項但書の規定により共済関係の全部の消滅があつても脱退をしないものその他当該農業共済組合との間に共済関係の存しないもの（省令で定めるところを除く。）は、定款の定めるところにより脱退することができ。

第二十二條第一項中「その者が組合等であるときは、その組合員等」を「農業共済組合を設立する場合にあつては法人を除き、出席した組合員たる資格を有する法人の業務を執行する役員又は同意者

する役員を含むものとし、農業共済組合連合会を設立する場合にあつては出席した組合員たる資格を有する農業共済組合の業務を執行する役員又は出席した組合員たる資格を有する市町村の職員とする。」に改める。

第二十三條第一項ただし書中「当然加入資格者」を「第一号加入資格者及び第二号加入資格者の総数」に改める。

第二十九條を次のように改める。

第二十九條 削除

第三十條第一項第五号の二中「共済事業」の下に「の種類及びその種類別の共済目的の種類」を加え、同項第八号中「選挙の下に」又は「選任を加え、同条第三項中「その旨」の下に「総代の選挙につき選挙区を設けることとしたときは選挙区に関する事項」を加える。

第三十一條第九項中「組合員が組合等であるときは、その組合員等」を「農業共済組合にあつては法人たる組合員を除き、組合員たる法人の業務を執行する役員を含むものとし、農業共済組合連合会にあつては組合員たる組合等の組合員等でないもの、組合員たる組合等の役員又は組合員たる市町村の職員とする。」に、「同意者が組合等であるときは、その組合員等」を「農業共済組合にあつては法人たる同意者を除き、同意者たる法人の業務を執行する役員を含むものとし、農業共済組合連合会にあつては同意者たる組合等の組合員等でないもの、同意者たる組合等の組合員等である法人の業務を執行する役員又は同意者

たる市町村の職員とする。」に改め、同条第八項の次に次の一項を加える。

役員は、第三項の規定にかかわらず、定款の定めるところにより、組合員が総会（創立当時の役員は、創立総会）において選任することができる。

第四十五條の二第一項第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 共済事業の種類又は共済目的の種類を変更するためにする定款の変更の議決

第五十一條第一項及び第二項中「組合員」の下に「（法人たる組合員を除き、組合員たる法人の業務を執行する役員を含む。）を加える。

第八十四條第三項中「に掲げる食糧農作物」を「の農作物」に改める。

第八十五條第一項中「命令で定める場合を除いては、」を削り、同項の次に次の十項を加える。

農業共済組合は、農作物共済又は蚕繭共済の一の共済目的の種類につき、当該農業共済組合の組合員の営む当該種類についての耕作又は養蚕の業務の総体としての規模が主務大臣の定める基準に達しないことその他当該種類を共済目的の種類としないことについて政令で定める相当の事由があるときは、前条第一項の規定にかかわらず、その農作物共済又は蚕繭共済において、当該種類を共済目的の種類としないことができる。この場合において、その農作物共済又は蚕繭共済において同項第一号の農作物の全部又は同項第二号の蚕繭の全部を共済目的の種類としな

いこととなるときは、前項の規定にかかわらず、当該農業共済組合は、農作物共済又は蚕繭共済を行なわなければならない。

前項前段若しくは第七項の規定によりその農作物共済若しくは蚕繭共済において前条第一項第一号の農作物の一部若しくは同項第二号の蚕繭の一部を共済目的の種類としない農業共済組合又は前項後段若しくは第七項の規定により農作物共済若しくは蚕繭共済を行なわなければならない農業共済組合は、必要があるときは、その共済目的の種類としていない農作物又は蚕繭をその農作物共済又は蚕繭共済においてその共済目的の種類とすることができ、また、前条第一項第一号の農作物の全部若しくは一部又は同項第二号の蚕繭の全部若しくは一部を共済目的の種類として農作物共済又は蚕繭共済を行なうことができる。

その区域における水稻に係る病虫害の防止のために必要な施設が整備され、その他その防止が適正に行なわれる見込があるものとして主務大臣が都道府県知事の意見を聞いて指定する農業共済組合の行なう農作物共済においては、前条第一項の規定にかかわらず、水稻につき、同項第一号の共済事故のうち病虫害（政令で定めるものを除く。以下同じ。）を共済事故としないものとする。

前項の規定による指定は、農業共済組合の申請に基づいてするものとする。

一 一個の農業共済組合からの申出により共済事業を行なう場合における当該市町村の農作物共済及び蚕繭共済については、当該共済事業の実施に係る第八十五条の第三項の公示（同条第五項の公示を含む。）があつた際、当該農業共済組合が農作物共済又は蚕繭共済を行なつていないときは、その行なつていない共済事業と同種の共済事業は行なわれないものとし、当該農業共済組合がその行なつていない農作物共済又は蚕繭共済において第八十四条第一項第一号の農作物の一部又は同項第二号の蚕繭の一部をその共済目的の種類としていないときは、その共済目的の種類としていない農作物又は蚕繭は当該市町村の農作物共済又は蚕繭共済においてその共済目的の種類としないものとする。

二 二個以上の農業共済組合からの申出により共済事業を行なう場合における当該市町村の農作物共済及び蚕繭共済については第八十五条第七項の規定を準用するものとする。この場合において、同項第一号から第三号までの規定中「当該合併の際」とあるのは「当該市町村の共済事業の実施に係る第八十五条の第三項の公示（同条第五項の公示を含む。）があつた際」と、「合併組合」とあるのは「合併組合が二個以上の組合（当該市町村を含む。）が二個以上の組合（当該市町村を含む。）と、同項」とあるのは「第八十五条の七において準用する同項」と読み替へるものとする。

市町村が第八十五条第四項の規定による指定を受けている一個の農業共済組合又はその全部がその指定を受けている二個以上の農業共済組合からの第八十五条の第二項の申出により、第八十五条の第三項の認可を受けて新たに共済事業を行なうときは、当該市町村は、その共済事業の開始の時に、前条において準用する第八十五条第四項の規定による指定を受けたものとする。

共済事業を行なう市町村が、従前の実施区域のほか、農業共済組合からの第八十五条の第二項の申出により第八十五条の第三項の認可を受けて新たな実施区域につき共済事業を開始する場合の、その開始当時における当該市町村の農作物共済及び蚕繭共済については、第八十五条第七項の規定を準用する。この場合において、同項第一号から第三号までの規定中「当該合併の際」とあるのは「当該市町村のその新たな実施区域に係る第八十五条の第三項の公示（同条第五項の公示を含む。）があつた際」と、「合併組合」とあるのは「当該市町村に第八十五条の第二項の申出をした農業共済組合（当該市町村を含む。）と、同項第一号中「第一項」とあるのは「第八十五条の七において準用する第一項」と、同項第二号中「同項」とあるのは「第八十五条の七において準用する同項」と、同項第三号中「組合が二個以上の組合（当該市町村を含む。）が二個以上の組合（当該市町村を含む。）と、同項」とあるのは「第八十五条の七において準用する同項」と読み替へるものとする。

市町村が第八十五条第四項の規定による指定を受けている一個の農業共済組合又はその全部がその指定を受けている二個以上の農業共済組合からの第八十五条の第二項の申出により、第八十五条の第三項の認可を受けて新たな実施区域につき共済事業を開始するときは、当該市町村は、その開始の時に、前条において準用する第八十五条第四項の規定による指定を受けたものとする。

指定を受けている二個以上の農業共済組合からの第八十五条の第二項の申出により、第八十五条の第三項の認可を受けて新たに共済事業を行なうときは、当該市町村は、その共済事業の開始の時に、前条において準用する第八十五条第四項の規定による指定を受けたものとする。

指定を受けている二個以上の農業共済組合からの第八十五条の第二項の申出により、第八十五条の第三項の認可を受けて新たに共済事業を行なうときは、当該市町村は、その共済事業の開始の時に、前条において準用する第八十五条第四項の規定による指定を受けたものとする。

共済事業を行なう市町村で前条において準用する第八十五条第四項の規定による指定を受けているものが、従前の実施区域のほか、同項の規定による指定を受けている一個の農業共済組合又はその全部がその指定を受けている二個以上の農業共済組合からの第八十五条の第二項の申出により、第八十五条の第三項の認可を受けて新たな実施区域につき共済事業を開始するときは、当該市町村は、その開始の時に、前条において準用する第八十五条第四項の規定による指定を受けたものとする。

第八十五条の十一 この法律に規定するもののほか、共済事業を行なう市町村につき廃置分合があつた場合における当該廃置分合に係る市町村の行なつていた当該共済事業

業についての経過措置並びに当該廃置分合後の市町村の当該廃置分合に係る地域についての当該共済事業の開始当時におけるその事業の種類及び共済目的の種類その他当該共済事業の開始に關し必要な事項は、命令で定める。

第八十五条の十二 農業共済組合は、その行なう共済事業に係る事務のうち、共済掛金の徴収（第八十七条の二の規定による督促及び滞納処分を除く。）に係るもの、損害防止のため必要な施設に係るものその他省令で定めるものを農業協同組合に委託することができ

第八十六条に次の一項を加える。
第八十五条第四項（第八十五条の七において準用する場合を含む。）の規定により水稲につき病虫害を共済事故としない組合等においては、水稲に係る共済掛金は、病虫害に対応する部分の割合として主務大臣が定める割合だけ減額して定めるものとする。
第八十七条の二第二項中「第七項」を「以下本条」に改め、同条第二項中「これを」と「滞納に係る共済掛金等」及びこれに係る第七項の延滞金を」に改め、同条第六項の次に次の一項を加える。
農業共済組合は、定款の定めるところにより、共済掛金等を滞納

する者から、滞納に係る共済掛金等の額百円につき一日三銭の割合をこえない範囲内において定款で定める割合で、納期限の翌日からその完納又は財産差押の日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収することができる。

第八十八条中「共済掛金及び」を「共済掛金若しくは」に、「賦課金を徴収し、又は共済掛金の返還若しくは」を「賦課金又はこれらに係る延滞金を徴収する権利、共済掛金の返還又は」に、「一年間」を「三年間」に改める。
第一百四条第一項中「第一号資格者」を「第一号加入資格者又は第二号加入資格者」に改め、「命令で定める場合を除いて、」を削り、「及び蚕繭共済」を「又は蚕繭共済」に改め、同項ただし書を次のように改める。
但し、第十六条第二項但書に規定する者については、この限りでない。

第一百四条第二項中「及び蚕繭共済」を「又は蚕繭共済」に、「当然加入資格者」を「第一号加入資格者又は第二号加入資格者」に、「前項本文」を「前項」に改め、同条第三項中「第八十五条の三第四項若しくは第六項」を「第八十五条の三第三項若しくは第五項」に改め、「命令で定める場合を除いて、」及び「以下農作物共済等資格者」という、を削り、「と当該公示に係る」を「で第十六条第一項但書に規定する者以外のもの（以下農作物共済資格者という。）又はその実施区域内に住所を有する第十五条第一項第二号に掲げる者（命令の定めるところにより共済事業の

実施に関する条例で定める者を除く。）で第十六条第一項但書に規定する者以外のもの（以下蚕繭共済資格者という。）と当該公示に係る」に、「及び蚕繭共済」を「又は蚕繭共済」に改め、同項ただし書を次のように改める。

但し、当該市町村が第八十五条の七において準用する第八十五条

第二項前段若しくは第七項、第八十五条の八第二項第二号若しくは

第三項において準用する第八十五条第七項又は第八十五条の八第二

項第一号の規定によりその農作物共済又は蚕繭共済において第八十八

四条第一項第一号の農作物の一部又は同項第二号の蚕繭の一部を

その共済目的の種類としない場合において、その現に行なっている

農作物共済又は蚕繭共済の共済目的の種類とされている農作物又は

蚕繭についてその営む当該農作物ごと又は当該蚕繭ごとの耕作又は

養蚕の業務の規模がいずれも第十六条第一項但書の規定により都道府

県知事が定める基準に達しない者及び当該市町村が第八十五条の

七において準用する第八十五条第二項後段若しくは第七項、第八十

五条の八第二項第二号若しくは第三項において準用する第八十五条

第七項又は第八十五条の八第二項第一号の規定により農作物共済又

は蚕繭共済を行なっていない場合において、その行なっていない共

済事業についての農作物共済資格者又は蚕繭共済資格者について

第三百四十四条第四項中「第八十五条の三第四項若しくは第六項」を「第八十五条の三第三項若しくは第五項」に「及び蚕繭共済」を「又は蚕繭共済」に、「農作物共済等資格者（前項但書に規定する者を除く。）を「農作物共済資格者又は蚕繭共済資格者」に、「同項本文」を「前項本文」に改め、同項に次のただし書を加える。

但し、同項但書に規定する者となるに至つた者については、この限りでない。

第四百四十二条の次に次の二項を加える。

農業共済組合の組合員で当該農業共済組合との間に農作物共済又は蚕繭共済の共済関係の存しない第一号加入資格者又は第二号加入資格者が、当該農業共済組合が現に行なっている農作物共済又は蚕繭共済の共済目的の種類とされている農作物又は蚕繭についてその営む当該農作物ごと又は当該蚕繭ごとの耕作又は養蚕の業務の規模がいずれも第十六条第一項但書の規定により都道府県知事が定める基準に達する者となるに至つたときも、また第一項本文と同様とする。

第八十五条第三項に規定する農業共済組合が同項の規定によりその共済目的の種類としない農作物若しくは蚕繭をその農作物共済若しくは蚕繭共済においてその共済目的の種類とすることとなつたとき、又は第八十四条第一項第一号の農作物の全部若しくは一部若しくは同項第二号の蚕繭の全部若しくは一部をその共済目的の種

類として農作物共済若しくは蚕繭共済を行なうこととなつたときは、当該農業共済組合との間に農作物共済又は蚕繭共済の共済関係の存しない当該農業共済組合の組合員で、当該農作物共済又は蚕繭共済においてその共済目的の種類とされることとなつた同項第一号の農作物又は同項第二号の蚕繭につき耕作又は養蚕の業務を営み、その営む当該農作物ごと又は当該蚕繭ごとの当該業務の規模がいずれも第十六条第一項但書の規定により都道府県知事が定める基準に達するものについても、また第一項本文と同様とする。

第四百四十二条の三第三項若しくは第五項（第八十五条の六第四項において準用する場合を含む。）又は第八十五条の六第三項の公示があつた後に、当該公示に係る市町村との間に農作物共済又は蚕繭共済の共済関係の存しない農作物共済資格者又は蚕繭共済資格者が、当該市町村が現に行なっている農作物共済又は蚕繭共済の共済目的の種類とされている農作物又は蚕繭についてその営む当該農作物ごと又は当該蚕繭ごとの耕作又は養蚕の業務の規模がいずれも第十六条第一項但書の規定により都道府県知事が定める基準に達する者となるに至つたときも、また第五項本文と同様とする。

第八十五条の七において準用する第八十五条第二項前段若しくは第七項、第八十五条の八第二項第二号若しくは第三項において準用する第八十五条第七項又は第八十五条の八第二項第一号の規定によりその農作物共済又は蚕繭共済において第八十四条第一項第一号の農作物の一部若しくは同項第二号の蚕繭の一部をその共済目的の種類としない市町村又は第八十五条の七において準用する第八十五条第二項後段若しくは第七項、第八十五条の八第二項第二号若しくは第三項において準用する第八十五条第七項又は第八十五条の八第二項第一号の規定により農作物共済若しくは蚕繭共済を行なっていない市町村が第八十五条の七において準用する第八十五条第七項又は第八十五条の八第二項第一号の規定によりその農作物共済又は蚕繭共済において第八十八四四二条第一項第一号の農作物の一部又は同項第二号の蚕繭の一部をその共済目的の種類としない場合において、その現に行なっている農作物共済又は蚕繭共済の共済目的の種類とされている農作物又は蚕繭についてその営む当該農作物ごと又は当該蚕繭ごとの耕作又は養蚕の業務の規模がいずれも第十六条第一項但書の規定により都道府県知事が定める基準に達しない者及び当該市町村が第八十五条の七において準用する第八十五条第二項後段若しくは第七項、第八十

する第八十五条第七項若しくは第八十五条の八第二項第一号の規定によりその農作物共済若しくは蚕繭共済において第八十四条第一項第一号の農作物の一部若しくは同項第二号の蚕繭の一部をその共済目的の種類としない市町村又は第八十五条の七において準用する第八十五条第二項後段若しくは第七項、第八十五条の八第二項第二号若しくは第三項において準用する第八十五条第七項又は第八十五条の八第二項第一号の規定により農作物共済若しくは蚕繭共済を行なっていない市町村が第八十五条の七において準用する第八十五条第七項又は第八十五条の八第二項第一号の規定によりその農作物共済又は蚕繭共済において第八十八四四二条第一項第一号の農作物の一部又は同項第二号の蚕繭の一部をその共済目的の種類としない場合において、その現に行なっている農作物共済又は蚕繭共済の共済目的の種類とされている農作物又は蚕繭についてその営む当該農作物ごと又は当該蚕繭ごとの耕作又は養蚕の業務の規模がいずれも第十六条第一項但書の規定により都道府県知事が定める基準に達しない者及び当該市町村が第八十五条の七において準用する第八十五条第二項後段若しくは第七項、第八十

に達するものについても、また第五項本文と同様とする。

第四百四十二条第二項中「である第十六条第一項但書に規定する者」を削り、「及び蚕繭共済」を「又は蚕繭共済」に改め、「存しないもの」の下に「（当該農業共済組合が現に行なっている農作物共済又は蚕繭共済においてその共済目的の種類とされている農作物共済又は蚕繭共済においてその共済目的の種類とされている農作物又は蚕繭につき耕作又は養蚕の業務を営み、その営む当該農作物ごと又は当該蚕繭ごとの当該業務の規模がいずれも第十六条第一項但書の規定により都道府県知事が定める基準に達するものにつき、当該共済に付

はその区域、共済事業を行なう市町村にあつてはその共済事業の実施区域をいう。以下同じ。ことに農作物基準共済掛金率を下らない範囲内において定款等で定める。前項の農作物基準共済掛金率は、共済目的の種類ごと及び組合等の区域ごとに、左の率を合計したものとす。

一 省令で定める一定年間に於ける各年の被害率（以下本条において単に被害率という。）のうち、主務大臣が定める通常標準被害率（以下農作物通常標準被害率という。）をこえないものに於つてはその被害率を、農作物通常標準被害率をこえるものに於つては農作物通常標準被害率を基礎として主務大臣が定める率（以下農作物通常共済掛金基準率という。）

二 被害率のうち、農作物通常標準被害率をこえるものその他そのこえる部分の率を基礎として主務大臣が定める率（以下農作物異常共済掛金基準率という。）

組合等は、第一項の規定にかかわらず、共済目的の種類ごとに、当該組合等の区域を二以上の地域に分けて、その地域ごとに共済掛金率を定めることができる。この場合には、その地域ごとの共済掛金率は、当該地域に係る地域基準共済掛金率を下らない範囲内において定款等で定めるものとし、その地域基準共済掛金率は、組合等が都道府県知事の認可を受けて、その地域ごとの共済金額の合計額の見込額を重みとする各地域基準共

済掛金率の算術平均が当該組合等の区域に係る第一項の基準共済掛金率に一致するように定めるものとする。

農作物通常共済掛金基準率及び農作物異常共済掛金基準率は、三年ごとに一般に改訂する。

第百九条を次のように改める。

第百九条 組合等は、農作物共済については、共済目的の種類ごと及び共済目的の種類たる農作物の耕作を行なう耕地ごとに、共済事故による共済目的の減収量（その耕地の基準収獲量から第九十八条の二の準則に従い認定されたその年におけるその耕地の収獲量を差し引いて得た数量をいうものとし、次条第一号の本田移植期又は発芽期において共済事故により移植できなかったこと又は発芽しなかつたことその他省令で定める事由のある耕地については、その差し引いて得た数量を、実損害額を勘案して主務大臣が定める方法により調整して得た数量をいうものとする。）がその基準収獲量の百分の三十をこえた場合に、第百六条第一項の単位当り共済金額に、そのこえた部分の数量に相当する数を乗じて得た金額に相当する金額を共済金として当該組合員等に支払うものとする。

組合等は、蚕繭共済について、共済目的の種類ごと及び組合員等ごとに、共済事故による共済目的の減収量（当該組合員等に係る基準収獲量から第九十八条の二の準則に従い認定されたその年における当該組合員等の収獲量を差

し引いて得た数量をいうものとし、共済事故による蚕繭の掃立て不能その他省令で定める事由がある場合には、その差し引いて得た数量を、実損害額を勘案して主務大臣が定める方法により調整して得た数量をいうものとする。）がその基準収獲量の百分の三十をこえた場合に、共済金額に、その減収量のその基準収獲量に対する割合に応じて省令で定める率を乗じて得た金額に相当する金額を共済金として当該組合員等に支払うものとする。

前項の基準収獲量は、組合員等に係る単位当り基準収獲量に、当該組合員等についての第百六条第三項の掃立てに係る蚕繭の数量に相当する数を乗じて得た数量とする。

第一項の基準収獲量及び前項の単位当り基準収獲量は、主務大臣が定める準則に従い組合等が定めるものとする。

第百十條中「及び蚕繭共済」を「又は蚕繭共済」に改める。

第百十一條第一項中「及び蚕繭共済」を「又は蚕繭共済」に、「及び明け二歳以上」を「又は明け二歳以上」に改める。

第百十一條の二第一項中「第十五条第一項第二号」を「第十五条第一項第三号」に改める。

第百二十一條第一項中「保険することを目的とする。」を「保険する事業を行なう。」に改め、同条第二項中「前項の規定による目的」を「前項に規定する事業に、「保険することを

目的とする」を「保険する事業を行なう」に改める。

第百二十二條中「その組合員又は農作物共済資格者」を「その組合員又はその市町村の共済事業の実施区域内に住所を有する第十五条第一項第二号に掲げる者」に、「共済関係が成立したときは、これに因つて」を「蚕繭共済、家畜共済又は任意共済の共済関係が存するときは、」に、「保険関係が成立する」を「当該共済関係につき当該共済事業に係る保険事業の保険関係が存する」に改め、同条に第一項として次の一項を加える。

農業共済組合連合会の組合員たる組合等と、その組合員又はその市町村の共済事業の実施区域内に住所を有する第十五条第一項第一号に掲げる者との間に農作物共済の共済関係が存するときは、農作物共済の共済目的の種類たる農作物ごとに、当該農業共済組合連合会と当該組合等との間に当該共済関係に係る共済責任を一体としてこれにつき当該共済事業に係る保険事業の保険関係が存するものとする。

第百二十三條第一項第三号中「任意共済」を「任意共済に係るもの」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「家畜共済」を「家畜共済に係るもの」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「農作物共済及び蚕繭共済」を「蚕繭共済に係るもの」に改め、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

等ごとに、左の金額を合計して得た金額

イ 総共済金額から、総共済金額に農作物通常標準被害率を乗じて得た金額（以下通常責任共済金額という。）を差し引いて得た金額

ロ 通常責任共済金額に政令の定めるところにより主務大臣が定める割合（以下通常責任保険歩合という。）を乗じて得た金額

第百二十三條第二項中「前項第二号」を「前項第三号」に改める。

第百二十四條中「保険料率」を「蚕繭共済、家畜共済及び任意共済に係る保険料率」に、「次条第一項第二号ロ」を「次条第一項第三号ロ」に改め、同条に第一項として次の一項を加える。

農業共済組合連合会の農作物共済に係る保険料は、農作物共済の共済目的の種類たる農作物ごと及び組合員たる組合等ごとに、左の金額を合計したものとす。

一 総共済金額に農作物異常共済掛金基準率（第八十五条第四項（第八十五条の七において準用する場合を含む。）の規定により水稻につき病虫害を共済事故としない組合等が水稻につき支払うべき保険料については、農作物異常共済掛金基準率から、その率に第百三十六條第一項の主務大臣が定める割合を乗じて得た率を差し引いて得た率）を乗じて得た金額

二 共済掛金（前号に規定する組合等が水稻につき支払うべき保

險料については、第八十六條第二項の規定による減額後の共済掛金の合計金額から前号に掲げる金額を差し引いて得た金額に通常責任保険歩合を乗じて得た金額

第二百二十五條第一項第三号中「任意共済」を「任意共済に係るもの」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「死産病傷共済」を「死産病傷共済に係るもの」に、「生産共済」を「生産共済に係るもの」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「農作物共済及び蚕繭共済」を「蚕繭共済に係るもの」に改め、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 農作物共済に係るものにあつては、共済目的の種類たる農作物ごと及び組合員たる組合等ごとに左の金額
イ 総支払共済金の金額が通常責任共済金額以下である場合
金に於ては、総支払共済金の金額に通常責任保険歩合を乗じて得た金額
ロ 総支払共済金の金額が通常責任共済金額をこえる場合に於ては、そのこえる部分の金額と通常責任共済金額に通常責任保険歩合を乗じて得た金額とを合計して得た金額

第二百二十五條第二項中「前項第二号イ」を「前項第三号イ」に改め、同条第三項中「第一項第二号」を「第一項第三号」に改める。

第二百二十七條第一項中「共済関係が成立したときは、」を「省令の定めるところにより定期に、」に、「当該共済に係るもの」に、「種類」ごとに当

共済関係に関する事項」を「対し、当該組合員たる組合等とその組合員等との間に存する共済関係に關し必要な事項」に改める。

第二百三十二條中「第八十七條の二第一項及び第六項」を「第八十七條の二第一項、第六項及び第七項」に改める。

第二百三十二條の二中「農作物共済等資格者」を「共済事業の実施区域内に住所を有する第十五條第一項第一号若しくは第二号に掲げる者（第四百四條第五項の条例で定める者を除く。）」に改める。

第二百三十四條中「前条の保険関係が成立したときは、これに因つて」を「農作物共済又は家畜共済に係る保険事業の保険関係が存するときは、」に、「再保険関係が成立する」を「当該保険関係につき当該保険事業に係る再保険事業の再保険関係が存する」に改め、同条に次の一項を加える。

農業共済組合連合会とその組合員との間に蚕繭共済に係る保険事業の保険関係が存するときは、蚕繭共済の共済目的の種類たる蚕繭ごとに、政府と当該農業共済組合連合会との間に、当該保険関係に係る保険責任を一体としてこれにつき当該保険事業に係る再保険事業の再保険関係が存するものとす

第二百三十五條第二号中「家畜共済」を「家畜共済に係るもの」に、「定める率」を「定める割合」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号中「農作物共済及び蚕繭共済」を「蚕繭共済に係るもの」に、「種類」ごとに当

該共済目的に係る総保険金額のうち、その「種類」たる蚕繭ごと及び農業共済組合連合会ごとに、その総保険金額から、」に、「通常標準被害率」を「蚕繭通常標準被害率」に、「額を超える部分の金額」を「金額を差し引いて得た金額」に改め、同号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 農作物共済に係るものにあつては、共済目的の種類たる農作物ごと及び農業共済組合連合会の組合員たる組合等ごとに、その総共済金額から通常責任共済金額を差し引いて得た金額

第二百三十六條を次のように改める。
第二百三十六條 政府の農作物共済に係る再保険料は、農作物共済の共済目的の種類たる農作物ごと及び農業共済組合連合会の組合員たる組合等ごとに、その総共済金額に農作物異常共済掛金基準率（第八十五條第四項（第八十五條の七）において準用する場合を含む。）の規定により水稲につき病虫害を共済事故とし、ない組合等の農作物共済の共済目的の種類たる水稲につき農業共済組合連合会が支払うべき再保険料については、農作物異常共済掛金基準率から、その率に病虫害に對する部分の割合として主務大臣が定める割合を乗じて得た率を差し引いて得た率）を乗じて得た金額に相当する金額とする。

政府の家畜共済に係る再保険料率は、農業共済組合連合会の家畜共済に係る保険料率と同率とする。

第二百三十七條第二号中「家畜共済」を「家畜共済に係るもの」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号中「農作物共済及び蚕繭共済」を「蚕繭共済に係るもの」に、「種類」ごとに、当該共済目的に係る総支払保険金のうち、当該共済目的に係る「種類」たる蚕繭ごと及び農業共済組合連合会ごとに、その総支払保険金の金額から、当該蚕繭に係る「通常標準被害率」を「蚕繭通常標準被害率」に、「額を超える部分の金額」を「金額を差し引いて得た金額」に改め、同号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 農作物共済に係るものにあつては、共済目的の種類たる農作物ごと及び農業共済組合連合会の組合員たる組合等ごとに、その総支払共済金の金額から、当該農作物に係る通常責任共済金額を差し引いて得た金額

第二百三十八條第一項中「再保険関係が成立したときは、」を削り、「再保険関係に関する事項を主務大臣に」を「主務大臣に對し、当該農業共済組合連合会とその組合員との間に存する保険関係に關し必要な事項を」に改める。

第二百四十三條の二第二項中「第二十九條第一項及び」を削る。

第二百四十四條中「前条各号」を「前条第二項各号」に改める。
第二百四十五條の二を第二百四十五條の三とし、第二百四十五條の次に次の一条を加える。

第二百四十五條の二 農業共済組合連合会は、第二百一十一條第二項の規定により行なう事業によつてその組合員に對して負う責任及び第四百三十二條の二第一項の規定により行なう事業によつて同項に規定する者に對して負う責任を農業協同組合法第十條第一項第八号の事業を行なう農業協同組合連合会（全国の区域をその地区とするものに限る。）の共済に付することができ

第二百四十七條第三号中「の目的でない事業をしたとき」を「が法律の規定により行なうことができる事業以外の事業を行なつたとき」に改める。
第二百五十條の二を次のように改める。

第二百五十條の二 国庫は、当分の間、牛又は馬を所有し、又は管理する者が当該家畜を死産病傷共済に付することを円滑にするため、毎会計年度予算の範囲内において、政令の定めるところにより、当該家畜を死産病傷共済に付している組合員等又はこれらの組合員等の構成する団体に對し、交付金を交付することができる。

前項の交付金に相当する金額は、毎会計年度予算で定めるところにより、一般会計から農業共済再保険特別会計に繰り入れる。

附則の次に別表として次のように加える。

加える。

加える。

加える。

加える。

別表

一 水稲

区	分	割 合
〇・〇一以下の部分	百分の五十	
〇・〇一をこえ、〇・〇二以下の部分	百分の五十五	
〇・〇二をこえ、〇・〇三以下の部分	百分の六十	
〇・〇三をこえ、〇・〇四以下の部分	百分の六十五	
〇・〇四をこえ、〇・〇七以下の部分	百分の七十	
〇・〇七をこえ、〇・一以下の部分	百分の七十五	
〇・一をこえ、〇・二以下の部分	百分の八十	
〇・二をこえ、〇・三以下の部分	百分の九十	
〇・三をこえる部分	百分の百	

二 陸稻

区	分	割 合
〇・〇二以下の部分	百分の五十	
〇・〇二をこえ、〇・〇四以下の部分	百分の五十五	
〇・〇四をこえ、〇・〇六以下の部分	百分の六十	
〇・〇六をこえ、〇・〇八以下の部分	百分の六十五	
〇・〇八をこえ、〇・一一以下の部分	百分の七十	
〇・一一をこえ、〇・一五以下の部分	百分の七十五	
〇・一五をこえ、〇・二以下の部分	百分の八十	
〇・二をこえ、〇・三以下の部分	百分の九十	
〇・三をこえる部分	百分の百	

三 麦

区	分	割 合
〇・〇二以下の部分	百分の五十	
〇・〇二をこえ、〇・〇三以下の部分	百分の五十五	
〇・〇三をこえ、〇・〇五以下の部分	百分の六十	
〇・〇五をこえ、〇・〇七以下の部分	百分の六十五	
〇・〇七をこえ、〇・〇九以下の部分	百分の七十	
〇・〇九をこえ、〇・一二以下の部分	百分の七十五	
〇・一二をこえ、〇・二以下の部分	百分の八十	
〇・二をこえ、〇・三以下の部分	百分の九十	
〇・三をこえる部分	百分の百	

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十九年二月一日から施行する。ただし、

第二百五十条の二の改正規定及び附則第九条の規定並びに附則第十一

条中農業共済再保険特別会計法(昭和十九年法律第十二号)第二十

一条を改める部分の規定は、公布の日から施行する。

(農作物共済及び蚕繭共済に係る新法の適用に関する経過措置)

第二条 改正後の農業災害補償法(以下「新法」という。)第十二条、第十三条、第六十六条から第九

条まで及び第九十四条から第九十七

条までの規定は、水稲、陸稻及び蚕繭(以下「水稲等」という。)

については昭和三十九年産のものから、麦については昭和四十年産

のものから適用するものとし、昭和三十八年以前の年産の水稲等及

び昭和三十九年以前の年産の麦については、なお改正前の農業災害

補償法(以下「旧法」という。)第十二条、第十三条、第六十六条、第

七条、第九十九条及び第三十四

条から第三十七条までの規定の例によるものとする。

第三条 新法第二百二十二条から第

二十五条までの規定は、水稲及び陸稻については昭和三十九年産の

ものから、麦については昭和四十年産のものから適用するものとし、

昭和三十八年以前の年産の水稲及び陸稻並びに昭和三十九年以前の

年産の麦については、なお旧法第二百二十二条から第二百五条まで

の規定の例によるものとする。

(農作物共済及び蚕繭共済の共済関係に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に旧法の規定により組合等(新法第十二条第二項の組合等をいう。以下

同じ。)とその組合員等(同条第一項の組合員等をいう。以下同じ。)と

の間に存する農作物共済及び蚕繭共済の共済関係は、その組合員等

の営む新法第十五条第一項第一号又は第二号の業務の区分により新

法の規定による農作物共済の共済関係及び蚕繭共済の共済関係又は

そのいずれか一の共済関係として、当該組合等とその組合員等との間

に引き継ぎ存するものとみなす。(保険事業の保険関係に関する経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に旧法の規定により農業共済組合連合

会とその組合員との間に存する農作物共済及び蚕繭共済の共済関係

に係る保険関係は、農作物共済又は蚕繭共済の共済関係に係る新法

(農作物共済の共済関係に係るものにあつては附則第三条の規定に

よりその例によるものとされる旧法第二百二十二条)の規定による保

険関係として、当該農業共済組合連合会とその組合員との間に引き

継ぎ存するものとみなす。(再保険事業の再保険関係に関する経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に旧法の規定により政府と農業共済組

合連合会との間に存する農作物共済及び蚕繭共済の共済関係に係る

再保険関係は、附則第二条の規定によりその例によるものとされる

旧法第二百二十四条の規定による再保険関係として、政府と当該農業

共済組合連合会との間に引き継ぎ存するものとみなす。

(農作物共済等を行なわない組合等に関する経過措置)
第七条 この法律の施行の際現に旧法第八十五条第一項(旧法第八十五

条の七において準用する場合を含む。)の命令で定める場合に該当

して、農作物共済又は蚕繭共済の共済目的の種類たる農作物ごと

又は蚕繭ごとに、一の農作物又は蚕繭につき農作物共済又は蚕繭共済

を行なわない組合等については、新法第八十五条第二項前段(新法

第八十五条の七において準用する場合を含む。)の規定により、その

農作物共済又は蚕繭共済において、当該農作物又は蚕繭を共済目的

の種類としなないものとみなす。この場合において、その農作物共

済又は蚕繭共済において、その共済目的の種類たる農作物の全部又

は蚕繭の全部を共済目的の種類としなないこととなるときは、新法第

八十五条第二項後段(新法第八十五

条の七において準用する場合を含む。)の規定により農作物共済又は

は蚕繭共済を行なわないものとみなす。

(共済掛金等に係る権利の時刻に関する経過措置)
第八条 この法律の施行の際現に存

する旧法第八十八条(旧法第二百三十二

条及び第二百四十二条において準用する場合を含む。)に規定する

権利の時刻については、なお従前の例による。

(乳牛加入奨励金に関する経過措置)

第九条 旧法第五十條の二第一項の規定による補助金で昭和三十一年度以前の年度に係るものについては、なお従前の例による。

(農作物共済に係る共済掛金率の変更に伴う補助金の交付)

第十條 国庫は、当分の間、予算の範囲内で、農作物共済につき、共済目的の種類ごとに、新法の適用により共済掛金率の変更を行なつた組合等で政令で定めるものの組合員等に対し、当該変更後の共済掛金率のうちの組合員等の負担に係る部分の増加の割合を基礎として政令で定めるところにより算出される金額の補助金を交付することができる。

2 前項の規定により組合員等に交付すべき補助金は、当該組合員等に交付するのに代えて、当該組合員等が組合等に支払うべき共済掛金の一部に充てるため当該組合等に交付し、当該組合等が農業共済組合連合会に支払うべき保険料の一部に充てるため当該農業共済組合連合会に交付し、又は当該農業共済組合連合会が支払うべき再保険料の一部に充てるため農業共済再保険特別会計の再保険料収入に計上することができる。

3 第一項の補助金に相当する金額は、毎年度予算で定めるところにより、一般会計から農業共済再保険特別会計に繰り入れる。

(農業共済再保険特別会計法の一部改正)

第十一條 農業共済再保険特別会計

法の一部を次のように改正する。
第三條中「交付金」の下に「、同法第十四條の二第一項ノ規定ニ依ル補助金を加える。
第二十條中「農業災害補償法臨時特例法(昭和二十七年法律第九十四号)第九條ノ規定ニ依ルを「農業災害補償法の二部を改正する法律(昭和三十三年法律第百号)附則第十條第一項ノ」に改める。
第二十一條中「第五十條の二第一項ノ規定ニ依ル補助金」を「第五十條の二第一項ノ交付金」に改める。

(農業共済基金法の一部改正)

第十二條 農業共済基金法(昭和二十七年法律第二百二號)の一部を次のように改正する。
第四十七條第二項中「農作物共済及び蚕繭共済の共済関係並びに家畜共済の共済関係のどちらも存しない者」を「農作物共済、蚕繭共済又は家畜共済の共済関係のいずれも存しない者」に、「及び蚕繭共済の共済関係又は」を「蚕繭共済又は」に、「第八十五條の三第三項又は第五項」を「第八十五條の三第三項又は第五項」に、「第八十四條第三項の規定により農作物共済及び蚕繭共済」を「第八十四條第五項の規定により農作物共済又は蚕繭共済」に改め、同條第五項中「第八十七條の二第七項」を「第八十七條の二第八項」に改める。
第四十九條第一項中「第八十五條の三第四項又は第六項」を「第八十五條の三第三項又は第五項」に、「第八十四條第三項」を「第八十四條第二項」に改める。

○津島政府委員 農業取締法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

近年における農業の進歩発達とその急速な普及は顕著なものであり、これが農業の近代化に果たした役割には高く評価されるべきものと存じます。しかし、この目ざましい進歩と普及により、農業取締法が制定されました当時には予想し得なかつた新しい農業が出現し、それに伴い本法律の対象の拡大が必要となり、他方最近における農業使用による水産動植物についての被害の実情にかんがみ、これに対する適切な被害防止措置を必要とするに至つたのであります。このような農業事情の推移から、これらの新事態に対処するため農業取締法の一部を改正することとしたのであります。

次に、本法律案の内容の主要な点につきまして御説明いたします。

第一に、農作物等の生理機能の増進または抑制に用いられる成長促進剤、発芽抑制剤等の薬剤及び防除剤を原料または材料として使用する防虫袋等の資材を新たに本法の取り締まりの対象としたこととあります。

最近における農業災害の発生状況及び農業経営の変化に対応して、農作物共済について、てん補内容の充実、共済掛金率の設定方法及び国庫負担の方式の改善、農業共済組合等の負う共済責任の範囲及び共済関係の任意成立の範囲の拡大等の措置を講ずることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理 由

次に、本法律案の内容の主要な点につきまして御説明いたします。

第一に、農作物等の生理機能の増進または抑制に用いられる成長促進剤、発芽抑制剤等の薬剤及び防除剤を原料または材料として使用する防虫袋等の資材を新たに本法の取り締まりの対象としたこととあります。

第二には、水産動植物に対して有毒な薬剤は登録申請書にその旨を記載し、かつこれを表示させるものとし、その毒性が強く、かつ持続性が長い場合、その一般的な使用に伴い水産動植物に著しい被害が生ずるおそれのある農業はその登録申請を却下し得ることとあります。

第三には、一定の自然的条件のもとで農業を営むにわたる水田にまともて使用した場合水産動植物に著しい被害が生ずるおそれのある農業を指定農業として指定するとともに、都道府県知事はその被害防止のため有効適切と認められる農業者の自主的措置の指導援助を行ない、自主的措置が期待できない場合には、都道府県知事は、農業及び漁業に関する団体並びに学識経験者の意見を徴して、使用時期及び区域を限り規則をもつて使用規制の措置を講ずることができるようにしたこととあります。

以上のほか、農林大臣及び都道府県知事の農業の使用に伴う被害の防止に関する指導等の規定及び新たに農業取締法の対象となる農業について必要な経過規定等を設けることとしたしております。

以上が本法案の提案理由及び主要内容であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決下さいますようお願い申し上げます。

次に、農業災害補償法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

現行農業災害補償制度は、その制度創設以来すでに十数年を経過しておりますが、その間にこの制度が災害対策として農業経営の安定に多大の寄与をして参りましたことは周知の通りであります。しかしながら、最近におきましては、農業生産基盤の整備、耕種技術の改善等によりまして、農作物被害の地域差が拡大し、安定地域が増加する等農業災害の発生態様も変化して参り、この制度が農業の実態に必ずしも適合しない面も現われ、各方面からその改正が強く要望されてきたのであります。この要望にこたえるため、政府におきましては、農作物共済を中心として、通常国会に改正法案を提出しました。が、審議未了となり、続く第三十九回臨時国会に再提出し、さらにこの国会から継続して審議されました第四十回通常国会において衆議院で修正議決の後、参議院で再び審議未了となりましたことは御承知の通りであります。このような事態に対処するため、政府といたしましては、とりあえず必要な予算措置等を講じて参り、特に昭和三十一年度予算におきましては、農作物共済及び蚕繭共済の単位当たり共済金額の引き上げ、家畜共済についての家畜加入推進奨励金の新設、農業共済団体等の事務費国庫負担金の増額等を行なうことといたしました。が、制度改正は農民の多年の要望でもあり、また制度運営の現状を早急に改善する必要もあ

りますので、これまでの改正法案の国会審議の経緯や最近の事情等を慎重に検討いたしました結果、衆議院修正後の案を基礎に再びこの法律案を提出することとした次第であります。

次に、法律案の主要な内容について御説明申し上げます。

まず第一は、農業共済組合等の農作物共済の共済責任の拡充であります。農業共済組合または共済事業を行なう市町村の農作物の共済責任を実質的に拡充するため、通常危険責任部分のうち大部分の責任を組合等に保留させ、通常危険責任部分のうちの残りの部分と異常危険責任部分を農業共済組合連合会の保険に付し、連合会はそのうちの異常危険責任部分のみを政府の再保険に付することとしたしました。この結果、組合等の共済掛金の保留額も多くなりますので、無事戻し制度の整備拡充をはかることができ、低被害地における共済掛金の掛け捨てが多いという不満も相当緩和されるものと考えております。

第二は、画一的強制方式の緩和であります。経営規模がきわめて小さく農業所得の比重が非常に低い農家については、組合等への加入が強制されることのないよう地方の実情に即して緩和し、任意加入資格者の範囲を拡大することができるとともに、事業量が僅少である等の理由がある場合には、組合等は、共済事業の一部廃止ができることとしたのであります。

第三は、農作物共済の損害補てん内容の充実であります。損害が発生した場合の補てん内容の充実をはかるため、農作物共済の単位当たり共済金額は、従来米麦の価格の七割を標準とし

て定めていたのを、その九割を限度として定めた二以上の金額のうちから選択することとしたしました。この結果、全損の場合の実質補てんの割合は、最高の単位当たり共済金額を選択した場合に米麦の価格の約六割三分にまで達することとなるわけであります。

第四は、農作物共済の共済掛金率の設定と共済掛金の国庫負担方式の合理化であります。組合等の共済掛金率を被害の実態に即して定めるため、組合等ごとに過去の被害率を基礎として基準共済掛金率を定め、さらに必要な場合には、組合等の区域を幾つかの地域に分けて定めることができる仕組みにするとともに、共済掛金の国庫負担につきましても、基準共済掛金率の高低に応じ、最低を二分の一とする超過累進の方法により組合等別に国庫負担割合を定めることとしてその公平を期し、両々相対して農家負担の合理化をはかったのであります。

なお、この改正により農家負担が増加した組合員等に対しては、当分の間、その増加の割合を基礎として一定額の補助金を交付することとしたしております。

第五は、水稻の病虫害の共済事故除外と共済掛金の割引であります。最近における病虫害による被害の低位安定化の傾向に即して、病虫害防除事業の推進に資するため、水稻について病虫害の防止のために必要な施設が整備され、その防止が適正に行なわれる見込みがあるものとして指定を受けた組合等においては、病虫害を共済事故としないので、これに対応する部分の額だけ共済掛金を割り引くことができること

とするともに、この割引によって不要となった国庫負担額のうち、割り引かれた農家負担の減額分に相当する額を限度として、病虫害防除事業に対して補助することとしたしました。

最後に、任意共済に関する制度の改正について申し上げます。今回の改正により、連合会は、その行なう任意共済についての手持ち責任の一部を全国共済農業協同組合連合会の共済に付することができるよう規定を新設したのであります。これにより、建物共済についての農業共済、農協系統両団体間の事業分野の調整が促進され、両団体の建物共済の健全な発展がはかり得るものと考えられるのであります。

以上がこの法律案を提出する理由であります。何とぞ慎重に御審議の上すみやかに御可決下さるようお願い申し上げます。

○長谷川委員長 引き続き農業災害補償法の一部を改正する法律案について補足説明を聴取いたします。松岡農林経済局長。

○松岡(高)政府委員 農業災害補償法の一部を改正する法律案の内容につきまして補足して御説明申し上げます。

現行農業災害補償制度は、いわゆる共済保険方式によって災害による農家の損失を補てんする仕組みをとっておりますが、従来からこの制度に対し、種々の面において不平不満があり、これがため、昭和三十三年に第二十六回通常国会において、一筆単位収量建制の採用による制度内容の合理化を初め、農家負担の軽減、共済事業の市町村移譲の特例等の改正を行なったのであります。その後も農業生産基盤の整備、耕種技術の改善等による水稻被

害の地域差の拡大、安定的地域の増加等、制度をめぐる諸条件の変化により、さらに制度の改正を要望する声が強くなって参りました。

ここで問題とされております事項は、農家負担に比し、いわゆる掛け捨てが多いこと、共済掛金率が被害の実態に即していないこと、病虫害を共済事故とすることについて問題があること、共済金の支払い額が損害に比して少ないこと、無事戻し制度の実効が上がつていないこと等でありまして、これらの問題にこたえて、このたび、ここの制度の大幅な改正を行なうこととした次第であります。

この法律案は、提案理由説明でも申し上げました通り、第四十回通常国会で衆議院において修正議決されました案を基礎としたものでありまして、その内容はおおむね次の通りであります。

まず第一は、農業共済組合等の農作物共済にかかると共済責任を拡充したこととであります。現行制度では、末端の農業共済組合または共済事業を行なう市町村は、この総共済金額の一割を保留して、残りの九割を農業共済組合連合会の保険に付し、連合会がこれを具

ごとに取りまとめた上、そのうちの通常危険責任部分を保留して、異常危険責任部分を政府の再保険に付することになっておりますが、最近の農作物被害が次第に安定化の傾向を示し、また地域的に固定化してきたこと等にかんがみ、末端の組合等に通常災害に対応する責任の相当部分を分担させることとし、改正案では、組合等が通常危険責任部分の大部分を保留して、その残りの部分と異常危険責任部分を連合会の保険に付し、連合会が組合等ごとに

そのうちの異常危険責任部分のみを政府の再保険に付することとしたしました。この結果、農家が負担する共済掛金の大部分が組合等に保留されることとなり、制度に備蓄貯蓄の機能が加味され、組合等に生ずる剰余金を無事戻し、あるいは損害防止等に充当することができると、掛け捨てに対する農家の不満を相当程度緩和し得るものと考えております。なお、この場合の通常危険責任部分のうちの連合会に付保する割合は、主務大臣が定めることとしたしており、組合等の過去における被害の発生状況を勘案して定めたいと考えております。

第二は、画一的強制方式の緩和であります。現行制度のもとでは、水稻と陸稲の耕作面積の合計、または麦の耕作面積がそれぞれ一反歩以上の農家は、すべて一律に加入が強制されておりました。それ以下のものについては任意加入というようになっております。これに対し、今回の改正案では、任意加入の幅をさらに広げることとし、当然加入と任意加入の限界となる農家の規模は、政令で定める範囲内で地域の実情に応じ都道府県知事が定めることとしたしました。この場合、政令では、北海道は別として、水稻、陸稲または麦の別に、それぞれ一反歩ないし三反歩の範囲とする考えであります。

さらに、組合等の共済事業につきまして、一定の理由がある場合には、事業の一部廃止ができる規定を設けました。すなわち、組合等は原則として農作物共済、蚕繭共済及び畜産共済の全部を行なわなければならないこととなっており、組合等の事業量が僅少な場合や、農業経済上さほど重要で

ない場合についてまで、なおこれを強制する必要はないと考えられますので、従来きわめて例外的にしか認められなかった共済事業の一部廃止につき、今回その範囲を拡大し、農作物共済と蚕繭共済につきましては、共済目的の種類すなわち水稲、陸稻、麦、春蚕繭、夏秋蚕繭の別に、その事業規模が農林大臣の定める基準以下であること等、相当の理由がある場合には、総会の特別議決または市町村議会の議決を経て、共済事業を行なわないことができることといたしました。なお、このようにして共済事業を一部廃止いたしました場合でも、その後再び総会の特別議決により事業を開始することはできることといたしております。

第三は、農作物共済にかかる補てん内容の充実であります。農作物共済において、災害を受けた際に支払う共済金の額は、各耕地ごとに、基準収獲量の三割以上の減収があつた場合に、単位当たり共済金額に、その三割をこえた部分の減収量を乗じて算出することとなつており、この場合の単位当たり共済金額は、米麦の七割を標準として主務大臣が定めた金額のうちから選択することとなつておりました。しかし、これによりますと、全損の場合に、最高の単位当たり共済金額を選択してあるときであつても、実質的補てん割合は約四割九分にあつた。このため従来から、災害を受けても共済金の支払い額が少なく制度の効果が不十分であるとの批判があつたことは、皆様御承知の通りであります。この批判にこたへるため、改正案では、一筆ごとに三割以上の減収量に応じて支払うという方式は現行通りであります。が、単位

位当たり共済金額の限度を九割に引き上げ、この限度内で主務大臣の定める二以上の金額から選択することとした。この結果、全損の場合の実質補てん割合は、最高の単位当たり共済金額を選択した場合に、約六割三分となり、従来に比し相当程度補てん内容を充実し得るものと考えております。

第四に、農作物共済にかかる共済掛金率の設定と共済掛金の国庫負担の方式の合理化であります。現行制度では、都道府県別に過去二十年間の被害率を基礎として共済掛金率を設定し、これを都道府県内の危険階級別に割り振つて組合等ごとの基準共済掛金率を定めることとなつております。このため、共済掛金率が必ずしも被害の実態に合はぬ面があり、特に低被害地の組合等におきましては、実際の被害率に比し割高になるといふきらいがありますので、今回の改正案では、組合等ごとに、その過去の被害率を直接その基礎として基準率を設定することとし、組合等の被害率がそのまま基準率に反映するようにいたしました。なお、組合等の区域内で被害の出方が異なるためこれを細分化する必要がある場合には、組合等は、その区域を二以上の地域に分けて、それぞれの地域ごとに共済掛金率を定めることができることといたしております。

また、共済掛金の国庫負担方式につきましても、これを合理化することといたしました。すなわち、従来はその都道府県の国庫負担割合をすべての組合等に一律に適用しておりましたのを、基準率の設定方式と同様、直接組合等ごとに国庫負担割合を定めることとし

たのであります。この場合、従来の通常災害及び異常災害については半額国庫負担、超異常災害に対しては全額国庫負担という趣旨はくずさず、建前で、基準率の高低に応じて、最低を二分の一とする超過累進の方法により国庫負担割合を定めることといたしました。これにより、従来の国庫負担の不均衡、不合理の面が是正されると考えております。

なお、今回の制度改正により共済掛金率のうち農家負担部分が増加する組合等も予想されますので、そのような組合等については、改正制度の実施が円滑に行なわれるよう、当分の間、その農家負担部分の増加の割合を基礎として一定の方式で算定される金額の補助金を交付することができるといたしましたのであります。

第五は、水稲の病虫害の共済事故からの除外と共済掛金の割引であります。最近では病虫害防除も著しく進歩いたしましたので、その施設が完備すれば特定の病虫害のほかに防除がなおむね可能となつております。従つて水稲につき病虫害の防止のため必要な施設を整備され、その防止が適正に行なわれる見込みがあるものとして指定を受けた組合等においては、総会の特別議決または市町村議会の議決により特定の病虫害以外の病虫害を共済事故から除外し、共済掛金のうち病虫害に対する部分を減額することができるといたしました。すなわち、この共済掛金の減額によつて不要となつた国庫負担額のうち、農家負担共済掛金の減額分に相当する額を病虫害防除事業費の一部として補助することができるといたしましたのであります。

なお、この共済事故から除外しないこととなる特定の病虫害は、政令で定めることといたしておりますが、稲白葉枯れ病、稲黄化萎縮病等の現在の防除技術では防除不可能と考えられているものを定める考えであります。

以上が今回の制度改正の主要な内容であります。このたびこの法案を提出するにあたりまして、建物共済についての農業共済団体と農協系統団体との間の事業分野の調整を促進するため、農業共済組合連合会が建物共済にかかる手持ち責任の一部を全国共済農業協同組合連合会の共済に付することができ、この旨の規定も今回の改正に加えることといたしました。これにより、今後建物共済事業の円滑な推進がはかられることと期待するものであります。

なお、以上のほか、この機会に農業共済団体の組織及び運営に関する条文についても規定を整備することとし、いわゆる農業法人の構成員が組合の役員になることができること、共済事業の市町村移譲の進捗に伴い、市町村の職員が連合会の役員になることができること等、若干の改正もあわせて行なうことといたしました。

最後に、この改正制度の実施時期であります。準備期間等も考慮いたしまして、昭和三十三年産水陸稲から適用することといたしております。何とぞ慎重に御審議の上すみやかに御可決下さるようお願い申し上げます。

○長谷川委員長 次会は明七日午前十時より開会することといたします。本日はこれにて散会をいたします。午前十時五十九分散会